

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項の規定により準用する法第32条の規定に基づき、静岡市が徴収する準用河川の流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(流水占用料等の額)

第2条 市長は、法第23条から第25条までの規定による許可を受けた者から流水占用料等を徴収する。

2 流水占用料等の額は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 流水占用料 別表第1の規定により算定した額

(2) 土地占用料 別表第2の規定により算定した額(占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額)

(3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第3の規定により算定した額

3 前項の規定により算定した流水占用料等の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 前2項の規定による土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の額が100円未満であるときは、100円とする。

(平16条例51・平31条例83・一部改正)

(流水占用料等の徴収方法)

第3条 流水占用料等は、前条第1項の許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収する。

2 市長は、流水占用料等を一時に徴収することが困難であると認めるときは、分割して徴収することができる。

(平31条例83・追加)

(流水占用料等の減額又は免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が直接に事業を行うとき。

(2) かんがい用水又は飲料水として、流水の占用の許可を受けたとき。

(3) 宅地、田、畑等への通行のため、幅員4メートル以内の橋(橋の一方が公道に接する場合にあっては、当該接する部分の幅が5メートル以内の橋を含む。)を設けたとき。

(4) 水道施設及び下水道施設を設けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平31条例83・旧第3条繰下)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平31条例83・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年静岡市条例第12号)又は清水市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年清水市条例第27号)の規定によりなされた流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の規定は、施行日以後の期間に係る流水占用料等から適用する。
(蒲原町の編入に伴う経過措置)
- 4 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、[法第23条](#)から[法第25条](#)までの規定により占用等の許可を受け、編入日以後において引き続き占用等を行う物件に係る流水占用料等については、[第2条](#)及び[別表](#)の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間に限り、これらの規定により算定した額が編入前の蒲原町普通河川条例(昭和46年蒲原町条例第8号)を準用して算定した額を超えるときは、同条例の規定を準用して算出した額とする。

(平17条例236・追加)

附 則(平成16年3月25日条例第51号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第236号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用期間に係る占用料から適用し、施行日の前日までの占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。
(占用料の額の特例)
- 3 改正後の条例第2条及び別表の規定にかかわらず、施行日の前日において占用の許可を受けている者の該当許可に係る占用の期間が施行日以後にわたる場合(施行日以後に占用期間の更新を受ける場合を含む。)における当該占用許可に係る各年度の占用料の額は、当該占用許可に係る改正後の条例別表に定める金額が調整占用料額(次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める金額をいう。以下同じ。)を超えるときは、当該調整占用料額により算定した額とする。

平成24年度	改正前の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例別表に定める金額に1.1を乗じた金額
平成25年度以降	前年度の調整占用料額に1.1を乗じて得た金額

附 則(平成26年3月20日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月20日条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例(以下「新条例」という。)の規定は、占用期間がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にわたる占用許可に係る流水占用料又は土地占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用許可に係る流水占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。
(施行前の準備)
- 3 新条例の規定に基づく流水占用料又は土地占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1(第2条関係)

(平31条例83・旧別表・全改)

1 発電のための流水占用料

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第1項第3号の規定により国土交通大臣が定める額

2 発電以外の流水占用料

区分	単位	金額
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	8,910円
養魚の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	6,050円
工業の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	37,620円
その他の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	14,300円

備考

1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

2 1秒ごとの使用水量が0.01立方メートル未満であるとき、又はその水量に0.01立方メートル未満の端数があるときは、0.01立方メートルに切り上げる。

別表第2(第2条関係)

(平31条例83・追加)

区分			単位	金額
工作物の設置を伴うもの	広告板(掲示板を含む。)		表示面積1平方メートルにつき1年	690円
	管線類	外径が0.5メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円
		外径が0.5メートル以上のもの		390円
	電柱(支線柱は、1本とみなす。)		1本につき1年	840円
	鉄塔		占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
		かき、のり等養殖施設		9円
		やな漁業施設	1箇所につき1年	4,500円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円
	船舶に係留し、又は保管する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	その他のもの(準用河川の幅が1メートル未満の床版を除く。)		占用面積1平方メートルにつき1年	300円
工作物の設置を伴わないもの	農地(樹園地を除く。)又は採草地		占用面積1平方メートルにつき1年	9円
	茶、果樹等の樹園地			20円
	その他のもの			160円

備考

1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

別表第3(第2条関係)

(平31条例83・追加)

区分	単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	220円
砂	1立方メートルにつき	220円
土砂	1立方メートルにつき	220円
れき、くり石(控長25センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	242円
玉石(控長25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの)	1立方メートルにつき	2,640円
玉石(控長40センチメートルを超えるもの)	1個につき	時価を考慮してその都度市長が定める額
ささ、じゅん菜	100平方メートルにつき	88円
あし、かや	100平方メートルにつき	275円
埋もれ木、竹木	100平方メートルにつき	時価を考慮してその都度市長が定める額

備考 容積又は面積がこの表に定める算定単位に満たない端数を生じたときは、この表に定める算定単位に切り上げる。